

平成十六年三月

武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約  
の選択議定書の説明書

外務省

目次

	ページ
一 概説	一
1 議定書の成立経緯	一
2 議定書締結の意義	一
3 議定書の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4 早期国会承認が求められる理由	二
二 議定書の内容	二
1 敵対行為への児童の直接参加の禁止	二
2 児童の徴兵の禁止	二
3 軍隊に志願する者の採用についての最低年齢の引上げ	二
4 国の軍隊と異なる武装集団による児童の採用及び使用の禁止	三
5 締約国による実施措置	三
6 国際協力	三
7 実施に関する報告	三
8 署名、批准及び加入	三
9 効力発生	四
三 議定書の実施のための国内措置	四
(参考)	五

## 一 概説

### 1 議定書の成立経緯

(1) 世界中の多くの地域での武力紛争により、多数の児童が兵士として使用され若しくは戦闘に参加させられ又は軍隊において暴力による虐待を受け若しくは性的搾取を受けているところ、このような事態を改善し、児童の権利を更に促進し及び保護するために、国際社会が協力して取り組む必要性が高まった。

(2) このような状況の下、平成六年（千九百九十四年）に国際連合経済社会理事会の下に開催された第五十回人権委員会において、児童の権利の実現を更に強化するために、一定年齢以下の者の敵対行為への参加の禁止及び軍隊に志願する者の採用についての最低年齢の引上げを内容とする児童の権利に関する条約の選択議定書の草案の検討を行うことを目的とした作業部会の設置を決定する決議が採択された。

(3) 前記の決議を受けて、平成六年（千九百九十四年）に第一回作業部会がジュネーブにおいて開催された。その後、作業部会はほぼ年一回開催され、議定書の案文が検討された。この結果、この議定書の案文は、平成十二年（二十年）の第六回作業部会において採択され、同年五月二十五日に第五十四回国際連合総会において採択された。

### 2 議定書締結の意義

この議定書は、武力紛争における関与から児童を一層保護するため、十八歳未満の自国の軍隊の構成員が敵対行為に直接参加しないこと、自国の軍隊に志願する者の採用についての最低年齢を引き上げること等について定めるものである。我が国がこの議定書を締結することは、児童の権利の促進及び保護を図ることについての我が国の積極的な姿勢を国際社会に示すとの見地から有意義であると認められる。

### 3 議定書の締結により我が国が負うこととなる義務

この議定書の締結により、我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) 十八歳未満の自国の軍隊の構成員が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとること。
- (2) 十八歳未満の者を自国の軍隊に強制的に徴集しないことを確保すること。

- (3) 自国の軍隊により運営され又は管理されている学校の場合を除くほか、自国の軍隊に志願する者の採用についての最低年齢を児童の権利に関する条約第三十八条3に定める年齢（十五歳）より年単位で引き上げること。
- (4) 国の軍隊と異なる武装集団による十八歳未満の者の採用又は敵対行為への使用を防止するため、すべての実行可能な措置をとるべき。

- (5) この議定書の実施のためにとつた措置につき、児童の権利に関する委員会に定期的に報告を提出すること。

4 早期国会承認が求められる理由

我が国は、従来から、武力紛争における児童の関与の問題については、国際シンポジウムを開催し、国際機関の各種取組に対する財政的支援等を行うことにより積極的に貢献してきた。この議定書は、世界中の多くの地域で武力紛争により多数の児童が被害を受けている状況を改善し、そのための国際的な協力を促進することに資するものとして重要な意義を有しており、我が国がこの議定書を早期に締結し、児童の権利の更なる促進及び保護のために引き続き主導的な役割を果たすことが望ましい。

二 議定書の内容

この議定書は、前文及び本文十三箇条から成り、その概要は、次のとおりである。

1 敵対行為への児童の直接参加の禁止（第一条）

締約国は、十八歳未満の自国の軍隊の構成員が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

2 児童の徴兵の禁止（第二条）

締約国は、十八歳未満の者を自国の軍隊に強制的に徴集しないことを確保する。

3 軍隊に志願する者の採用についての最低年齢の引上げ（第三条）

- (1) 締約国は、自国の軍隊に志願する者の採用についての最低年齢を児童の権利に関する条約第三十八条3に定める年齢（十五歳）より年単位で引き上げる。締約国は、この議定書を批准し又はこれに加入する際に、自国の軍隊に志願する者の採用が認められる最低年齢を記載する拘束力のある宣言及びそのような採用が強要されたものではないことを確保するためにとられた保障措置についての説明を寄託する。

(2) ただし、(1)に定める義務は、締約国の軍隊により運営され又は管理されている学校については適用されない。

4 国の軍隊と異なる武装集団による児童の採用及び使用の禁止（第四条）

国の軍隊と異なる武装集団は、いかなる状況においても、十八歳未満の者を採用し又は敵対行為に使用すべきでない。締約国は、そのような採用及び使用を防止するため、すべての実行可能な措置をとる。

5 締約国による実施措置（第六条）

(1) 締約国は、自国の管轄の下においてこの議定書の効果的な実施を確保するため、すべての必要な法律上、行政上その他の措置をとる。締約国は、適当な方法でこの議定書の原則及び規定を広く知らせることを約束する。

(2) 締約国は、自国の管轄の下にある者であつてこの議定書に反して採用され又は敵対行為に使用されたものを除隊させ又は他の方法により任務から解放することを確保するため、すべての実行可能な措置をとる。締約国は、必要な場合には、その身体的及び心理的な回復並びに社会復帰のためのすべての適当な援助を与える。

6 国際協力（第七条）

締約国は、この議定書に反する行為の防止、被害者の社会復帰等について協力をを行う。締約国は、可能な場合には、既存の多数国間、二国間その他の計画等を通じ、このような援助を提供する。

7 実施に関する報告（第八条）

各締約国は、この議定書が自国について効力を生じた後二年以内に、この議定書の規定の実施のためにとつた措置に関する包括的な情報を提供する報告を児童の権利に関する委員会に提出する。各締約国は、その後は、児童の権利に関する条約第四十四条の規定に従つて同委員会に提出する報告に、この議定書の実施に関する追加の情報を含める。

8 署名、批准及び加入（第九条）

この議定書は、児童の権利に関する条約の締約国であるか又は同条約に署名したすべての国による署名のために開放しておく。この議定書は、批准されなければならず、また、すべての国による加入のために開放しておく。批准書又は加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

9 効力発生（第十条）

この議定書は、十番目の批准書又は加入書が寄託された後三箇月で効力を生ずる。

三 議定書の実施のための国内措置

この議定書の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参考)

1 採択 平成十二年五月二十五日 ニューヨークにおいて採択

2 効力発生 平成十四年二月十二日

3 署名国 平成十六年二月二十三日現在 百十五箇国

アンドラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バングラデシュ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コンゴ民主共和国、コスタリカ、クロアチア、キューバ、チェコ、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニアビサウ、ハイチ、ハンガリー、アイスランド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本国、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、大韓民国、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マダガスカル、マラウイ、モルディブ、マリ、マルタ、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、サンマリノ、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スウェーデン、スイス、トーゴ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バチカン、ベネズエラ、ベトナム

4 締約国 平成十六年二月二十三日現在 六十九箇国

アフガニスタン、アンドラ、アルゼンチン、オーストリア、アゼルバイジャン、バングラデシュ、ベルギー、ベリーズ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、ブルガリア、カナダ、カーボヴェルデ、チャド、チリ、コンゴ民主共和国、コスタリカ、クロアチア、チェコ、デンマーク、ドミニカ、エルサルバドル、フィンランド、フランス、ギリシャ、グアテマラ、ホンジュラス、アイスランド、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、カザフスタン、ケニア、キルギス、レソト、リトアニア、マケドニア旧ユーゴスラビア

共和国 マリ、マルタ、メキシコ、モナコ、モロッコ、ナミビア、ニュージーランド、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、ペルー、  
フィリピン、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ルワンダ、セルビア・モンテネグロ、シエラレオネ、スペイン、スリランカ、ス  
ウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、チュニジア、ウガンダ、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バチカン、ベネズエ  
ラ、ベトナム